

平成 30 年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価について

1. これまでの検討状況

- (1) 平成 29 年 1 月 25 日の中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会及び総会において、平成 30 年度診療報酬改定に向けて、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）として、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下「評価」という。）を行うことについて了承された。
- (2) 学会等から提出された合計 966 件（重複分を含めると 984 件）の提案書について、事務局において学会等からのヒアリングを実施し、提案内容の確認を行った。その上で、平成 29 年 10 月 23 日の分科会において、学会等からの提案のうち分科会の評価対象とするものについて検討を行い、平成 29 年 11 月 24 日の中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会及び総会において、評価の対象及び進め方について了承された。
- (3) その後、学会等から分科会に提案のあった医療技術※については分科会委員による評価が行われ、先進医療として実施されている医療技術については先進医療会議において評価が行われた。

※先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われた技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったものを含む。

2. 平成 30 年度診療報酬改定における対応

- (1) 分科会における医療技術の評価について
学会等から分科会に提案のあった医療技術については、分科会委員による評価結果、先進医療会議として実施されている医療技術については、先進医療会議における評価結果を踏まえ、分科会において診療報酬改定における対応の優先度について評価を行う。
- (2) 今後の対応について
分科会としての評価結果を中央社会保険医療協議会（中医協）総会へ報告し、中医協総会において最終的な対応について検討を行う。